

がまごおりまちづくり賞実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は蒲郡市において、まちづくり活動を実践している人又は団体を表彰することにより、協働のまちづくりについての市民意識の高揚を図ることを目的とする。

(推薦基準)

第2条 知名度、公職、役職、年齢、性別等にこだわらず、地域や人々のために、まちづくりの活動を行っている個人又は団体。ただし、国、県又は他の表彰を受けた個人若しくは団体を除く。

(推薦方法)

第3条 市民は、推薦基準に該当する個人又は団体があるときは、がまごおり協働まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）へがまごおりまちづくり賞候補者推薦書（以下「推薦書」という。別記様式）にその経歴及び活動内容を記して推薦することができる。この場合自薦・他薦を問わない。

(選考)

第4条 市民から推薦書の提出を受けたまちづくり会議は、随時会議を開き推薦書に基づいて基準に該当するかを選考する。推薦された個人又は団体の中から相当と認められる個人又は団体を決定し、市長に報告する。

(表彰)

第5条 市長は、まちづくり会議から選定された個人又は団体を表彰する。
2 表彰内容は、表彰状と記念品の贈呈を行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この運用について必要な事項が生じたときは、まちづくり会議で協議する。

附 則

この要綱は、平成18年12月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月20日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から適用する。